

ドイツ領邦絶対主義の

「ブルジョア」的土地改革について

松 田 智 雄

ドイツにおける土地制度のブルジョアの改革は、プロイセンによるシュタイン＝ハルデンベルクの改革を主軸として、しかも、その東エベルのそれに止まらず、さらに西部諸領邦の改革を惹きおこしたのであった。この西部諸領邦の土地制度改革は、ドイツ資本主義の構造的完成のためには不可欠の条件であった。ここでは、その一環であり、しかも、「小農地域」*Bauernland* としての西部ドイツに特殊的な小農を最も典型的に生産し、かつ再生産したウエルテンベルクをとりあげたい。⁽¹⁾ ウエルテンベルクは、シラーとリストの故国であるが、この両名が陥った宿命によっても容易に知られるように、またシラーの「たくみと意」が描いたように、まさにドイツ領邦絶対主義の典型であった。その奥底から、西南ドイツ・ブルジョアジーの代戦士シラーやリストが現れ出てきたことは、むしろ、歴史上の皮肉なたわむれとさえ見られる。

ウエルテンベルクにおける土地制度のブルジョアの改革が完了するのは一八六五年という時点であり、それは実が明治維新に先立つこと僅かに三年であり、わが地租改正に先立つこと九年にすぎない。ここにおける封建的土地所有の組織は強度であつて、容易に崩壊を許さなかつたのである。その場合、すでに十八世紀末、フランス革命期とこれに続くナポレオンの支配期を経過し、西ヨーロッパのブルジョアの発展の側圧を被りつつ、ウエルテンベルクも

その発展方向へ導かれざるをえなかった。だが、そこには内在的諸条件が未成熟であつて、遂行さるべき諸改革は領邦権力の側からの、「上から」の主導性をまたなければならなかった。そのいみでは、西部ドイツの土地制度改革は、プロイセンのそれと同様に、「上から」かつ「横から」の改革という性格をもつことになった。だがプロイセンとウエルテンベルクを分つものは、相対的には西部ドイツにより多くのブルジョアの発展の芽生えていたことである。かくして、ウエルテンベルク①に特殊な改革と、農民解放の方式がうち出されたのであつた。それは、プロイセンと同様に、大きく表現すれば有償的解放の方式に含まれるが、それと共に独自のウエルテンベルク方式であり、長年にわたる、ジググ・ザググな路程を辿り、旧封建的土地所有をなしくずしに解消していったのである。

(1) Müller, Gerhard: Zur Lage der Kleinbauern in Westdeutschland, 1956. S. 20f.

(2) Judeich, Albert: Die Grundentlastung in Deutschland, 1863. S. 86~96.

なしくずしの路程には、明確な劃期を与え難い。だが、この時期に、領邦絶対主義は解体を遂げるのであつて、従つてここに封建制から資本主義への移行は、果されるのである。その移行期に、何らかの内部的な転回点を求めることは、必しも無意味ではない。ウインテルリンは、移行の画期として、次の三時点を捉えている。⁽¹⁾「それ故に、対象の行政史的な把握を三期に分割する。すなわち、ラント高権法国家、警察的¹絶対制的国家、並びに十九世紀立憲制国家。ウエルテンベルクにおいても、これにたいして、一、一八〇五年にいたる旧制度 *alte Verfassung* の時期、二、一八一九年にいたる絶対制国家の三時期、一八一九年以降の立憲制国家の、三時期が照応する。」ウインテルリンの規定はきわめて明快ではあるが、それはグナイスト流の国法学の見地に拠つて立つた行政史的理解を示すにすぎない。ここにおける支配の体制が、絶対王制から全く止揚されるには、一八一九年のうちに、なお長く、一八六五年まで統

けられる農民解放過程が終了しなければならなかったのである。

絶対王制が止揚されるためには、封建的土地所有の解体が完了されなければならず、そのことは農民解放の諸目標が貫遂されなければならない。その特殊・西ドイツ的¹ウエルテンベルク的方式とその実体を把握することが、与えられている課題である。本稿は、その路程を辿ることに、問題を限定したい。

ウエルテンベルクは、元来侯国 *Herzogtum* であり、古く中世高期に遡るシュローワーベン侯国 *Herzogtum Schwaben* から出発する。その領域はさまざまな変転を経て、十九世紀初頭に至りほぼ現在のウエルテンベルク区域にひとしくなり、王国に転身した。ただし、それにしてもフランス革命期には、一七八九年フランス国民議会によるエルザス仏領化決議、次いで一七九三年以降ライン左岸地方の併合、さらに西南ドイツのナポレオンの属領化など、フランスの側圧を強く加えられてゆくのであるが、その際ウエルテンベルクはとくにナポレオンによって厚遇をうけ、領域を拡大しえたばかりでなく、一八〇六年王国に昇格した。²その領域は、ドナウ河を境界として、以北の旧ウエルテンベルク、以南の新ウエルテンベルクの二部分から成り、全地域は四県と六四郡 4 *Kreise und 64 Oberämter* に区劃されている。ところで、ここには深く立ち入ることは許されないが、この領域は、成立の経緯も複雑であるばかりでなく、その各局部にはそれぞれの歴史的事情があってその社会経済的性格を異にしていた。そこにおける農村の構造を表現する居住様式 *Siedlungsformen*——したがってまた耕地様式 *Furformen*——についてみて、大きくわけて本来の旧ウエルテンベルクの中核地帯であるウンターラント *Unterland* それからネッカーやマイン流域のゴイラントシャフテン *Gäulandschaften* などと、シュローベン *Schwaben* やシュヴァルツワルト *Schwarzwald* などとは異っている。前者は集村 *Gewandorfer* と耕作強制 *Furzwang* を伴う三圃制度 *Dreifelderwirtschaft* を特

徴とし、後者は散居制 *Eindörsiedlung* なり小村制 *Waldersiedlung* なりをとっている。⁽³⁾ しかも、当面する十九世紀初頭において、フリードリヒ・リストが指摘したような零細経営は前者の地域に居するネッカー県 *Neckarkreis* にことに著しく、そのなかに含まれるエスリンゲン郡 *Oberamt Esslingen* のとき、五三八三経営のうち、一〇ヘクタール以上に達する経営数は僅かに四%を占める一九にすぎないことを示している。このような事態は、当然に何らかの救済を要するところであった。⁽⁴⁾

ことは、たんに零細経営の増加ということだけではない。これは別の機会に詳述したのであるが、ウエルテンベルクの農民は、一般的貧困のうちに蝕まれつつあったのである。⁽⁵⁾ ポーティヒハイム *Stadtschultheissenamt Biethingheim* では、このネッカー河中・下流方面の美しい村々がおかされつつある貧困について次のように訴える。「二〇モルゲン *Morgen* から二五モルゲンに至る土地保有者のうち比較的恵まれた少数者の部分は、十年前にはまた豊かであった。その財産は六千乃至七千 *[Gulden]* と評価された。ところが、いまはその三分の一に減少している。」すなわち、「いたるところ、どこに眼を向けるにせよ、堪えるべくもない負担による圧迫のほかには何ももの見当らない。債権者の請求を、国家の、管区当局 *Amt* の、村の要求を専ら満足させるための困窮と窮迫のほかは何ものもない」と述べる。ネルリンゲン *Cameratant Nellingen* では、「土地保有者の大部分が貧困であるために、塩、木材、衣料、学校費、収穫時の飲料、並びにまた畑地用および運搬用の器具の更新のためなどの経済的必要に應ずる現金と、その他凡ゆる種類の貢租と、屢々けつして少しとしない資本利子を調達することは不可能であった」と指摘する。オーバーシュタインバッハ *Schultheissenamt Obersteinbach* でも、「農民階級は最も勤勉で、最も儉約であるにも拘らず、しかもなお救済を施されない限り、つねに最も貧困であり続けるであろう。かれが最下の地位に止まらせ

られてゐる限り、およそ貧困にあつては、いかなる農耕も停止するから、農業の發展については、けつして彼から多くを望むことはできない」とされる。ヴルムリンゲン Cameralant Wurmilingen の發言は、乍らに深刻であつて、罰金や利子は、強制徴募人によつて徴集されるに至つたので、人々は収獲の直後にして畑の生産物を食べ尽してしまひ、多くの者は乞食になる。それ故に被圧迫者は、乞食によつて集められた僅かなクロイツェル貨によつて生存する他はない、と報告する。このような訴えは、さまざまな場所で提起されており、ウエルテンベルクのあらゆるところにそのままに適用されるものではないとしても、貧困は一般化しており、かつ農業のより高度の發展にたいしては殆んど可能性は見出せなかつた。その原因と障害は何であり、いかにして救済の途は与えられるのか。それへの解答は、その頃ウエルテンベルクの官房学派的な立場からは、ほぼ明瞭に示されてゐた。その内容は、大きくいって二点に要約され、その一つは商業的農業にまで高めらるべき農業経営の近代化であり、他の一つは封建的な拘束のもとにある農民経営の解放であり、諸貢租・賦役からの解放である。この第二点こそは、農民解放の必要を明瞭に指摘した發言である。⁽⁶⁾

この官房学派的な農民解放方式は、ウエルテンベルクに十九世紀前半期を君臨した国王ウィルヘルム一世「一八一六―一八六四」によつて採択され、推し進められたものであつた。その結果、そのうち一八四八年三月革命に至るまで、ウエルテンベルクは二つの部分に分裂したとされる。一部は、王の直轄する部分であつて、そこでは封建的土地所有制 Grundherrschaft は消滅してゐる。だが、他の一部は貴族領であつて、そこには全ての負担と貢租を伴う封建的土地所有制は存続してゐた。⁽⁷⁾

十九世紀ドイツにおける諸農民解放が目指した課題は、次の四項に整理される。

ドイツ領邦絶対主義の「ブルジョア」的土地改革について

- 〔一〕 人身上、または土地上の諸負担を、農民の経営地から除去すること。
- 〔二〕 定住または不定住の農村住民にたいする人身支配制 *Leibeigenschaft* または土地隷属制 *Gutsuntertänigkeit* に基づく給付を廃止すること。

〔三〕 所有権制限 *Eigentumsbeschränkungen* と、封建的家臣制 *Lehensverband* を廃除すること。

〔四〕 間接に結びつく、禁制権 *Verbotungsrechte* 強制権 *Zwangsrechte* 拘束権 *Bannrechte* を廃止する。

これらの課題を果すことはウエルテンベルクにおいても極めて緊急かつ深刻な解放措置を要したのであった。別の機会に詳述したことがあったように、多種多様であり、また量的にも多量の公租公課こそは、何れも明白に古い封建的諸負担の残存したものであり、その現象形態は甚だ複雑である。(一)十分一税、(二)分益貢租、(三)貨幣貢租、(四)生産物貢租、(五)労役代納金、(六)賦役、(七)隸民税、(八)〔土地〕讓渡税、(九)死亡税、(十)国税、(十一)建物税、(十二)物品税——など、農民の上のしかかる重圧は、まさにウエルテンベルク農民の貧困を決定する主要な原因である。⁽⁸⁾

これらの諸公租公課は、さまざまな種類の権力者に分岐して帰属するものであって、一農民が蒙っている支配の組織はけっして単一ではない。その上には、先ず裁判領主があり、貢租・賦役を賦課する。次に領邦領主があり、これは租税を課する。さらに、直接の領主で土地領主 *Grundherr* があって、貢租あるいは讓渡税を課し、これと並んで人身領主 *Leibherr* があって若干の雑税を課し、十分一税領主 *Zehnherr* には租収入にたいする十分一税が徴収される。これらの多少とも公権的な貢課にたいして、私権的な地代があり、経済的窮迫の結果土地を提供して貸つけをうけ、その代償金を支払わなければならない場合が加わる。これらの実質的な経済的負担のほかに、領主権による社会的拘束があり、人身的〔人格権的〕制限なり、私的所有権への制限なりが、農民を傷めつけ、その自由な發展

を阻止して⁽⁹⁾いた。十八・九世紀の交において、ウエルテンベルクではまだ封建的権力に封建的土地所有は依然として本質的には堅く維持され、近代的なブルジョア・ブルジョアの発展は、殆んど条件を欠如していた。内在的条件が欠如しているときに、隣国フランスには一七八九年に革命が勃発した。革命は、当初全ヨーロッパに歓迎をうけ、ドイツにもこれへの共感が強かった。ドイツ的市民階級の代弁者ゲーテ・シラーにおけるフランス革命への好意的発言は、その背後に流れている一般的な思潮をもの語っている⁽¹⁰⁾。

ウエルテンベルクにおいても、領邦議会 Landtag は、人身支配権 Leibeigenschaft の廃止を要求し、これが平等についての自然法則を侵害し、人權を誅毀するものとして弾劾を加えたのであった⁽¹¹⁾。ところが、フリードリヒ侯 Herzog Friedrich は一たびこれを拒否したのであった。しかし、その後発生したウエルテンベルクの領域拡大により、新ウエルテンベルク Neuwürttemberg を併合するに至ったことは事情を一変させることになった。旧ウエルテンベルク Altwürttemberg においては、侯は唯一の裁判領主であり、外部の領主に従属する隷属民 Leibeigene は僅少であった。土地領主的諸権利は大部分領邦領主の手中にあり、その統一性が強かった。農民も多くは土地占有の相続権を獲得しており、法的には一代に限られているが事実上世襲的であった⁽¹²⁾。

一八〇三年の帝国代表者主要決議 Reichsdeputationshauptschluss は諸帝国都市と若干の教会領を、次いで一八〇五年のプレスブルク講和はオーストリア領の一部を、さらに一八〇六年ナポレオンの侵攻に基くライン聯邦条約 Rheinbundesakte は、帝国直属諸侯 Reichsstande たむホーヘンローエ、ワルトブルク Fürsten von Hohenlohe, von Waldburg を始めとして、ウエルテンベルク領邦高権下の帝国直属騎士 Reichsritter der württembergischen Landeshoheit を、次々と併合していったのである。これによって、農民の法的諸関係は著しく多様化することにな

り、ここに統一的措置が不可欠とされるに至った。⁽¹³⁾ 統一的措置は、地域的な多様性にあつては、抵抗を生まざるをえない。オーバーシュワーベン *Oberschwaben* は新領域であるが、そこでは土地領主の所有権はとくに強く、土地占有者にたいしては終身間土地を与えるだけで、その死後は自由に処分することができた。さらに、教会領であつた地域は、新たな領邦領主ウエルテンベルク侯（「国王」）を容易に承認せず、また帝国直屬者に至つてはその国制上の独立権を放棄することは承服しなかつた。このように、新領域については、ことに抵抗が著しかったのである。

一八〇六年、王国に列したウエルテンベルクにおいて、フリードリヒ王は、これらの抵抗を抑え、またナポレオンの援護をうけることによって、ようやく農民解放過程へと入り込んだのである。

解放過程は一八〇八年に始まる。王は、次々に条例を発して、農民保全の処置を講じていった。一八〇八年三月十六日条例、一八一〇年七月十六日条例、一八一二年七月六日条例——は、先ず農民の不安定な保有権の安定化と、可能な限り所有権化とを旨とするものであつた。農民の保有権には一代封地 *Fallehen* が多く、その死後については継続性が保証されていなかっただけでなく、死亡税なり譲渡税の重い負担を附加されていた。条例の基本原則は、農民の一代保有権を、世襲封地 *Erblehen* か賃貸地 *Zinsgüter* に転換させることにあつた。また場合によっては完全な所有権に移行させることさえ規定されている。一代保有を廃止するためには、土地価額の二%を支払うことによつて世襲権に転化せしめうるのであり、死亡税、譲渡税はそれを資本還元した価額を支払うことによつて決済される。さらに、欠くことをうる賦役、雑税 *Küchengefälle*, *andere kleine Naturalgefälle* は、年々の貨幣・生産物地代 *Geld-und Fruchtzins* に転形せしめることができた。土地保有者が同時に隷屬民 *Leibeigene* だつた場合、人身支配権は僅少額の支払によつて解消された。⁽¹⁵⁾ このように、農民解放過程は、フランス革命の側圧を蒙ることによつて、よう

やく曲りなりにも進行し始めたのであった。だが、その開始は、まだ大きな課題の僅かな一部分にすぎず、それも最も遂行するのに容易な一端に着手されたにすぎなかった。国王フリードリヒによる解放過程は、漸くその序幕に達しえたと止まる。

ここで、廃止さるべき社会的・経済的拘束のカタログを一括して描き、農民解放のプログラムを予示しておこう。

〔一〕裁判領主支配に關聯する諸負担。全村共同体にたいしてか、或いはその個々の成員にたいして賦課される貢租で、貨幣形態か農民経営の生産物形態において徴収される負担。並びに、その裁判隸民 *Gerichtsuntertanen* にたいして課せられる定量または不定量 *gemessen oder ungemessen* の賦役。そのうち農業的賦役が最も重圧を与えるが、その他狩猟期には狩猟賦役が加わる。旧ウエルテンベルクでは裁判支配権はすべて領邦領主の手中にあったが、新ウエルテンベルクでは、それは領邦領主と農民との中間に介在する貴族領主が裁判領主であった。

〔二〕領邦領主支配に關聯する諸負担。農民は領主にたいして租税 *Steuer* を支払うのであるが、その最古の形態はベート *Bet* oder *Beede* である。

〔三〕土地領主支配に關聯する諸負担。土地領主の領地の用益を許されている場合、世襲的保有地については世襲封地 *Erblehen* が、一代に限る保有地については一代封地であり、土地保有者は年々領主にたいして貨幣形態か農民経営の生産物形態において借地料 *Grundzins* が徴収される。生産物は穀物を主たる内容とするが、その穀物貢租 *Getreide-Abgabe* は、永代にわたって変わらない固定額貢租 *festе Abgabe* であり、これをギェルト *Gült* と名づける。それは、年収獲の一部分であり、最も頻繁に現れるのは三分一貢租であるが、これを分益貢租

Teilgebühr といふ。その他、雑税としての台所料 Küchengelälte の鶏、鶩鳥、卵、バター、ハムなど。臨時的な種類の土地移転に際しての譲渡税 Laudemien 並びに保有者の死に際して徴収される死亡税 Fall, Sterbfall, Hauptrecht など。最後に土地領主への賦役。

〔四〕人身領主に關聯する諸負担。なお多くの農民がその支配下にあつて、狹義の農奴として存続していた。これにたいする人身支配権はもはや実質的效果を失つており重圧ではない。これにたいしては年々の貢租として僅少なクロイツェル貨幣、女子農奴の際には鶏 Leihenne などに止まつた。なお、農奴の死後その財産の一部を、人身領主の手中に歸する死亡税として徴収されることがあり、これも土地領主にたいするものと等しく Hauptrecht, Fall と呼ばれた。このような兩種の貢租の重複は、かつては土地領主権と人身領主権とが結合していたことの痕跡であるが、¹⁶⁾十八世紀末にはもはやこの結合の大部分——オーバーシユワーベンを除いて——が消滅してしまつた。

〔五〕十分一領主に關聯する諸負担。十分一税は本来教会への貢租であつたが、売却や篡奪の結果世俗領主に移り、世俗十分一税 Laienzehente に転化した。十分一税には大十分一税 Grosse Zehente があり、これは穀物から成るが、小十分一税 Kleine Zehente はその他の畑地なり菜園に栽培されているものであり、その他乾草十分一税 Heuzehente 葡萄酒十分一税 Weinzehente 生糸物十分一税 Lebendige oder Blutzehente von den jungen Tiere など。大十分一税はウェルテンベルクでは領邦領主なり教会領有者たる侯 Herzog に歸属し、小十分一税は主として教会に歸属した。

さて、以上の如き諸公租公課のカタログによって示される解放の課題は、極めて老大な内容のものであつた。

- (1) Winterlin, Friedrich; Die rechtsgeschichtlichen Grundlagen des Rechtsstats in Württemberg, S. 318, 328~329. in: Württembergische Vierteljahrshefte für Landesgeschichte xxxviii. Jahrgang, 1932. Zycha, Adolf; Deutsche Rechtsgeschichte der Neuzeit, 1949, S. 236, 247. ※参照。
- (2) Tille, Armin; Die deutschen Territorien, Württemberg S. 294f. in: Gebhardt, B; Handbuch der deutschen Geschichte Bd. II, 1931. Hölzle, Erwin; Der deutsche Südwesten am Ende des alten Reiches, 1936. S. 96f.
- (3) Gradmann, Robert; Siedlungsformen als Geschichtsquelle und als historische Problem in: Zeitschrift für württembergische Landesgeschichte VI. Jahrgang, 1943 S. 29, 24~37. Knapp, Theodor; Neue Beiträge zur Rechts- und Wirtschaftsgeschichte des württembergischen Bauernstandes, 1919 S. 87~89.
- (4) Ders., Die Grundherrschaft im südwestlichen Deutschland von Ausgang des Mittelalters bis zu der Bauernbefreiung des 19. Jahrhunderts in: Gesammelte Beiträge zur Rechts- und Wirtschaftsgeschichte vornehmlich des deutschen Bauernstandes, 1902, S. 389.
- (5) 拙稿「リノトノ農業理論の基礎」矢内原忠雄先生還暦記念論文集上巻「古典経済学研究」昭和三十三年、一一八頁以下、参照。
- (6) Moser, Rudolf; Die bäuerlichen Lasten der Württemberger, insbesondere die Grundgefälle 1832. S. 3f.
- (7) Gehring, Paul; Das Wirtschaftsleben in Württemberg unter König Wilhelm I. (1816~1864) in: Zeitschrift für Württembergische Landesgeschichte IX. Jahrgang 1949/50. S. 231f.
- (8) Moser, Rudolf; Die bäuerlichen Lasten der Württemberger, S. 8.
- (9) Knapp, Theodor; Abriss der Geschichte der Bauernentlastung in Württemberg. 1907. (Sonderabdruck aus den Württembergischen Jahrbüchern für Statistik und Landeskunde Jahrgang 1907) S. 2.
- (10) 拙稿「フーテンの社会観」[「現代社会思想の源流」現代社会思想講座第一巻] 一〇二頁。
- (11) Hölzle, Erwin, Altwürttemberg und die französische Revolution in: württembergische Vierteljahrshefte für Landesgeschichte, Neue Folge xxxv. Jahrgang. 1929. 314 Hefte S. 277. Knapp, Theodor; Abriss der Geschichte der

Bauernentlastung in Württemberg, S. 4.

- (12) Ders., A. a. O. S. 4.
- (13) Ders., A. a. O. S. 4.
- (14) Ders., A. a. O. S. 4.
- (15) Ders., A. a. O. S. 4.
- (16) Ders., A. a. O. S. 2.

一八一五年ナポレオンの大陸支配はついに覆滅され、これに際して帝国直属諸侯の反撃は開始され、ある限度で旧制度への復帰をかちえたのであった。ここに反動への足がかりを提供したのが、ナポレオンの失脚後の反動体制——メッテルニヒ体制——の所産、聯邦条約であった。その聯邦条約第十四条には、「〔帝国直属諸侯は〕あらゆる当該の諸権利および諸特権は確保され存続せしめられる」と宣言される⁽¹⁾。この状勢のさ中に、ウエルテンベルクの帝国直属諸侯は一八一五年十二月十二日シネトウツトガルト Stuttgart で協会を結成したが、国王はこれを処罰をもって脅かし消滅せしめることに成功した。しかし、国王フリードリヒは、一八一六年十月三十日死去し、その後継者ウィルヘルム一世が即位した。新王は、フランス革命当時から農民解放にたいしては父王よりも好意的であったが、王位に即いて以来、決定的に農民解放 *Bauernentlastung* の推進を企図した。彼は登位後僅かに三箇月にして、一八一七年三月三日、憲法草案を提起した⁽²⁾。これは、農民解放に関する第六十一条を含んでおり、そのなかにはかつて一八一〇年にひと度制定された一代封地廃止の規定を反覆する。すなわち、先の一八一〇年七月十六日条例に規定されていたように、一代封地は占有者の家族の手から奪い去られることなく、その再賦与の場合にもけっして負担は加重されることはないとしたのである。そのみならず、封主 *Lehnsherr* にたいしては、その封地からの収益を補償すること

によって、所有地に変更することも認められた。さらに進んで人身支配の諸関係も国家市民の権利の平等原則に矛盾するが故に廃止され、権利者はこれと結合している諸利益にたいして、従来人身隷民 *Leibeigene* が給付していた負担の程度の僅少な賠償金を要するのみであった。要するに人身的賦役および貢租、その他の土地負担 *Reallasten* は、⁽³⁾ 合意か裁判官の裁決によって買戻されることになっていたのである。

ところが領邦議會は憲法草案を承認しなかった。ここに拠っているのは、昔ながらの封建的諸権利をできる限り保全しようとする帝国直属諸侯・騎士などであって、メッテルニヒ体制の維持を要求していたからである。国王は、これにたいする緊急の対策として、一八一七年十一月十八日、二勅令によって局面を処置しようとした。⁽⁴⁾ 勅令の趣旨は、農耕は土地所有権が自由であることによって、また農民が労苦の成果を妨げられることなしに獲得することによって、繁栄する。ここに先ず果されなければならないのは、人身支配制 *Leibeigenschaft* であり、一八一八年一月一日をもってそれは廃止するべきであったのである。

人身支配制に附着している貢租・賦役は廃止され、解消されなければならないが、その方式は二様であった。国家、共同体、財団、国家の管理下にある公的機関に人身支配制に基づく諸権利がある場合には、貢租は無償廃止されるべきである。その他の土地領主の場合には法定の基準により人身支配的貢租 *Leibeigenschaftsabgabe* は有償的に解消されるべきであるとされている。それに関連して、土地Ⅱ人身支配制 *Realleibeigenschaft* は、人身領主を廃止した土地領主のみが残され、農民はただ土地隷民 *Grundholde* であるばかりであって、一切の自由な国家市民 *Staatsbürger* の諸権利が承認されるのである。

次に、農民保有地 *Bauerngüter* の封地制度 *Lehenbarkeit* が変更された。⁽⁵⁾ 先に、一八一〇年の憲法草案において

ドイツ領邦絶対主義の「ブルジョア」的土地改革について

も、封地の相続に際しては負担その他の保有条件は課重されてはならないとされていたのであったが、ここにもその規定は再生されている。ただし、一代封地占有者 *Fallehenbesitzer* は、もはや世襲封地への転化は許されないことになったが、却ってその一代封地を所有地化することができるのである。その際、国家、共同体、財団は一代封地関係 *Fallehenverband* に関しては、賠償金を収納しない。他の封主 *Lehensherren* は、自由意志に基いて放棄しない限りは賠償金を徴収するのである。

さらに、土地領主にたいする或種の貢租は解消されることになった。⁽⁹⁾ それによれば、譲渡税、雑税としての台所料、貨幣借地料、果実・葡萄酒などの生産物貢租 *Naturalgütern* について、また分益貢租について、その法定部分が或いは解消され、または整理されるのである。これと共に、土地領主的賦役は、その転化形態である労役金 *Fron-gelder* は、共に有償的に解消される。不定量賦役は不法であって、定量に変換させなければならない。十分一税も、生き物についてはその二十倍の価額で賠償されることになった。

こうして、封建的諸負担のうち、解消容易な諸点だけが、先ず解消の対象として決定され、辛うじて農民解放への破口がつくり出された。そのうち、国家に属する次の諸権利は、その解消手続がここに確立されることになった。それによれば、譲渡税、分益貢租、賦役、労役金、生き物十分一税、乾草十分一税 *Laudemien*、*Teilgebühren*、*Fronen*、*Fron-gelder*、*Blutzehnte*、*Heuzehnte* は、その十六倍の価額を以て賠償金 *Ablösungskapital* と定めた。このような有償解放の方式は、ここに一八一七年十一月十八日勅令によって確立され、そののちの解放過程に決定的な影響を与えたことになる。⁽⁷⁾ だが、ともあれ、この劃期によって解放過程は徐々に進行していった。

(一) Zeuner, Karl: *Quellensammlung zur Geschichte der Deutschen Reichsverfassung in Mittelalter und Neuzeit*.

- (2) Knapp, Theodor, Abriss der Geschichte der Bauernentlastung in Württemberg S. 5
- (3) Reallasten は、土地保有を媒介として発生する負担のいみに解せられる。
- (4) Knapp, A. a. O. S. 7.
- (5) Ders, A. a. O. S. 6.
- (6) Ders, A. a. O. S. 6.
- (7) Ders, A. a. O. S. 6.

かくの如き局部的な解消にたいしてさえも、貴族土地所有者の抵抗は激しかった。国家は先ず人身支配制に結びつく諸負担が無償で廃棄されることによって、年収入二八、〇〇〇グルデン Gulden を放棄することになった。⁽¹⁾これによつて解放政策を自ら推進せしめつつ、一般領主にも解放を慫慂したのであった。国家は、一八一八年九月十三日の条例によつて、一八二〇年七月一日迄の期間は、一般領主と封地農民 Lehensteute また人身隸民との間に、自由意志による合意の上で協定を結ぶこと、その期限の経過後は国王が拘束力ある指令によつて、当事者の請願により国家が介入しうるものとされたのである。こうして領主側の抵抗は当然にひきおこされることになった。

抵抗は、旧帝国直属諸侯、その後の高位諸侯 Standesherrn の側から行われた。⁽²⁾オーバーシュワーベン高位諸侯は、勅令実施に反対して陳情書を提出し、人身支配制の廃止や定量賦役への変更などは承認するが、一代封地の所有地化への強制に対し、それはトゥルン・タクシス公 Fürst von Thurn und Taxis の場合だけでも二〇〇〇件をこえるものであったが、これへの反対が表明されたのである。これらの高位諸侯の代表戦士は、ワルボット・フォン・フアッセンハイム伯 Graf Walbott von Vassenheim であり、その匿名の公刊文書は現在秩序を合法的かつ福祉的な

ものとし、ことに一代封地の制度は農地の細分化と、農民の一般的貧窮化をいみするものとして、弾劾したのであった。さらに高位諸侯は、ドイツ聯邦条約第十四条を援用して聯邦會議に訴え、反動体制の統率者メッテルニヒを動かして反国王派の一員に引き込んだ。⁽³⁾しかも、ドイツ聯邦諸領邦の動向は、悉く農民解放過程にたいしては、逆行的であった。ハノーヴァー、ザクセン、メクレンブルク、プロイセンなど、何れもフランス支配期よりは後退した政策へと移行しつつあった。だから、聯邦會議は一八一九年五月二十四日、諸領邦の内部事情を反映して、諸領邦政府は係争事件には強制を加えず、当事者の自由意志による合意を条件とすることを指令する決議を行った。

ここに現れてきた高位諸侯の独立性の主張は、ヨーロッパ市民革命を限定する最終な障害であり、これを除去することは、その社会的プログラムの重要な局面である。分割されていた封建的分権制の最後の局面、ことに裁判権の国家権力への集中はこの局面を解決することによって、始めて完了することになる。⁽⁴⁾そこで、高位諸侯による抵抗は、聯邦會議の援護をえて一応の成功をおさめ、ウエルテンベルク国家、国王および政府は、高位諸侯にたいする一切の強制を放棄し、その後十年間解放過程は殆んど停止するに至ったのである。かくして、ウエルテンベルクは一八四八年にいたる迄、先にも指摘したように二つの部分に分割されることになった。王の直轄する部分は、農民の封地結合関係 *Lehensverband* は解消されたのであるが、一般貴族領主の部分には依然として土地領主制 *Grundherrschaft* が維持されていた。ここでは、オーバーシユワーベン⁽⁵⁾の殆んど全てに一代封地制 *Leibfälligkeit* が、もとのホーヘンローエ伯領 *Grafschaft Hohenlohe* のウエルテンベルク部分の人身支配制は形式的に除かれているが人身支配制に基く諸負担がさらに継続されていた。土地保有者 *Grundholde* の負担は、高位諸侯の領地よりも騎士領の方がより一層強化されていた。そこでは、およそ考えられうる限りの一切の諸権利を、土地領主は固執し続けていたのである。⁽⁵⁾

この種の封建的土地所有者側の抵抗は、一八三〇年代を経過して、ようやく本質的な事態の変更を示すにいたった。一八三〇年のフランス七月革命は、ドイツ農民には有利に働らき、政府もこれに支援をえたのであり、再び領邦議会には農民解放に関する審議がとりあげられたのである。一八三三年、いわゆる「無益」領邦議会には、賦役の解消、ベーデその他の古い伝統的貢租の解消が提案され、次いで一八三六年以降漸く継続的に審議が行われてゆくことになった。領主側も、その審議には事態の進展に圧せられて、参加せざるをえなかったのである。政府原案と領主側に争われた論点は、主として二点に集約される。⁶⁾その一つは、有償方式の確立であり、その賠償価額をどこに法定するか、という点である。他の一つは、かかる賠償は国家が介入し、国家が義務者——農民——のために賠償を一応代行することであった。

右の第二点であるが、国家が農民に代って権利者たる領主にたいする賠償金を立て替え、その後に農民から該当額を取り立てる方式——この国家介入方式こそは、一般領主の側からの提案に基いて、一たびは拒否しながらついに政府が最終的に採用せざるをえなかった方式であった。封建的土地所有のなしくずし的解消は、国家がこれに介入し、その進行を媒介する桿杆として役立ちつつ、これを推進したのである。⁷⁾

一八三六年十月二十九日法は、この方式に基いて、人身支配制に基く諸給付の廃止とその賠償額を確定した。ここに、ウエルテンベルク農民解放の基本的方式が決定され、その路線の上に、その後の解放路程が進められたのである。

〔一〕一八三六年十月二十九日法。⁸⁾その内容。一八三六年七月一日以降権利ある領主から取り去られる諸収益は国家が賠償を負担するものとし、賠償価額は年々の平均収益の二〇倍とされた。この基準に基いて、直ちに解放手続は実施

され、その結果権利者にたいして支払われた賠償金は三四八、〇〇〇グルデンであり、それは高位諸侯の%に当り、騎士層の%に当っていた。その地域的な内訳を示すと、(一)ネッカー県では一五、〇〇〇グルデン余りであり、そのうちフオン・パルム男爵 *Freiherr von Palm für Mülhausen a. N.* 分が一五、〇〇〇グルデンを占め、その他は小額であった。(二)ヤークスト県では一七、〇〇〇グルデンであり、そのうちザルム・ライフェルシャフト・クラウトハイム公 *Prinz zu Salm-Reifferschaft-Krautheim* 分が一三、〇〇〇グルデンに達した。(三)シエワルツワルト県では四〇、〇〇〇グルデンであるが、そのうち三八、〇〇〇グルデンが騎士層に支払われた。(四)ドナウ県では賠償額は最大で二六〇、〇〇〇グルデンにのぼり、しかもワルトブルグ家の分は一一〇、〇〇〇グルデンを占めていた。⁽⁹⁾

〔二〕一八三六年十月二十七日法⁽¹⁰⁾ その内容。ヘーデ *Beeden und ähnliche ältere Abgaben* に関する解放規程であり、年収益の二〇倍を基準とする価額の国庫賠償によって解消された。この法の根拠に基き支払われた賠償金は百五十万グルデンであり、そのうち国家領の分については九十万、他の権利者の分は六十万である。地域別の内訳を示すと、(一)ヤークスト県が最大であって一二二、〇〇〇グルデン、(二)ドナウ県が八七、〇〇〇グルデン、(三)シエワルツワルト県が六四、〇〇〇グルデンとなり、階層別には高位諸侯が二二七、〇〇〇グルデン、騎士層が一五〇、〇〇〇グルデンであった。通観して、個人としての最高額は、二六、二五〇グルデンの賠償額を獲得したホーヘンローエ・オーリンゲン公 *Fürst von Hohenlohe-Öhringen* であった。

〔三〕一八三六年十月二十八日法⁽¹¹⁾ その内容。賦役またはその代納金の解消をとり扱うものであり、義務者の要求によって履行される解放である。そのうち人身的給付 *Persönliche Leistungen* にあつては収益の一〇倍の価額、土地に基く給付にあつては一六倍の価額を義務者が負担し、権利者は国庫から二〇倍を基準とする賠償金を獲得する方法

によっている。本法に基く賠償金は、四百万グルデンにのぼり、そのうち国家に属する分が六七四、〇〇〇グルデン、個人の分が三、四〇〇、〇〇〇グルデンとなり、地域別に示せば(一)ヤークスト県が最大で一、八〇〇、〇〇〇グルデン、(二)ドナウ県が一、二五〇、〇〇〇グルデン、(三)ネッカーとシュワルツワルト県が一、四三〇、〇〇〇グルデンであった。

〔四〕一八四八・四九年法⁽¹²⁾ 一八四八年二月のフランス二月革命、次いでドイツの三月革命は、ついに一切の封建的土地負担を廃止する状態をつくり出した。議会内の勢力関係も変更され、新たに成立した三月内閣 *Marzministerium* は四八・四九年にわたって、最終的な法案を提出し、ついにその成立へと推し切ったのであった。その内容。何れも従来慣行より引き下げられた率で一切の土地負担を解消する方式であって、ほぼ一六倍を基準とするものである。残された諸負担の総賠償額は六千八百万グルデンに達し、そのうち国家に帰した分が二千九百万、高位諸侯に帰した分が九百五十万にのぼっていた。それも、ワルトブルク家に一、〇八一、〇〇〇グルデン、トゥルン・タクシスに二、二五〇、〇〇〇グルデン、ホーヘンローエに二、九八六、〇〇〇グルデンが支払われたのである。総体で、ウェルテンベルク国家は農民解放条件については、ドイツ領邦諸国のなかでは農民の利益が比較的よく擁護され、旧権利者の収益は約半ばが犠牲にされたとされるのであるが、その場合でさえ解放方式は甚だしく広い振幅においてジックザックの路程を辿らざるをえなかった⁽¹³⁾。そののちのウェルテンベルク小農制の停滞的・慢性的な危機は、この方式をつくりだした遺産である。

(1) Knapp, Theodor, A. a. O. S. 7

(2) Ders, A. a. O. S. 7

- (3) Metternich 梅田司發領オクスメンツァン vormalige Abtei Ochshausen の領有者として、ウエルテンブルクの高位諸侯の一人であったことを類型するわけである。 Knapp, A. a. O. S. 7
- (4) Gollwitzer, Heinzer, Die Standesherrn, Die politische und gesellschaftliche Stellung der Mediatisierten 1815—1918. Ein Beitrag zur deutschen Sozialgeschichte 1957 S. 590
- (5) Knapp, A. a. O. S. 9
- (6) Ders, A. a. O. S. 9~10
- (7) Judelich, Albert, Die Grundentlastung in Deutschland. S. 88
- (8) Knapp, A. a. O. S. 10
- (9) Knapp によれば、Abriss S. 10 記載の数字より Neue Beiträge S. 171 の数字が、348,000 から 260,000 の相減を示すところから、この数字は後者を採用してある。
- (10) Knapp, A. a. O. S. 10
- (11) Ders, A. a. O. S. 11
- (12) Ders, A. a. O. S. 13~14
- (13) Ders, A. a. O. S. 1